

傍聴を希望される皆様へのお願い

「長崎県公共事業評価監視委員会」の開催にあたり、会議は公開で行いますが、円滑な進行のために、傍聴に当たっては下記事項についてご協力をお願いします。

○ 感染症対策について

1. 発熱や風邪の症状がある場合は来場を控えて下さい。
2. 手指消毒にご協力下さい。

○ 傍聴の手続き

1. 傍聴を希望される方は、受付にて氏名・住所を記入の上、整理券をお受け取り下さい。
 - ・受付時間：令和6年8月2日（金）
午前（砂防、河川、住宅系事業） 10：00～10：20
午後（石木ダム） 13：00～13：20
 - ・受付場所：サンプリエール 5階 エトワール
2. 傍聴定員は36名とします。傍聴希望者が定員36名を超えた場合には、抽選を実施いたしますので、上記の受付終了時間までに受付前に必ずお集まり下さい。
3. 傍聴希望者が定員を超え抽選となった場合、傍聴の権利を有償・無償にかかわらず譲渡することはできません。
4. 午前中傍聴された方でも、午後の傍聴を希望される場合には、再度、受付が必要です。
5. 会場への入場は、係員の指示に従って下さい。
6. 会場内では「傍聴者席」に御着席下さい。

○ 傍聴に関する注意事項

傍聴される方は、以下の事項をお守り下さい。

1. 傍聴名札を配布しますので、会場では常に携帯し、傍聴終了後は受付に返却して下さい。
2. 委員会開催中は指定した傍聴者席以外での傍聴は禁止します。
3. 撮影、録画、録音は禁止します。
4. 傍聴される方の発言、委員の発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は禁止します。
5. 会場となる施設内でのプラカードやのぼり等を掲げる行為、ビラ等の配布、放歌、高唱し、若しくはねり歩く等の行為は禁止します。
6. 委員会開催中はみだりに傍聴者席を離れないで下さい。
7. 会場となる施設内の所定の場所以外に許可なく出入りすることは禁止します。
8. 委員会開催中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにし、使用は禁止します。
9. その他、委員会の進行を妨害したり、会場の秩序を乱したりする行為は禁止します。

○ その他

1. 傍聴される方は、前述の注意事項の他、係員の指示に従って下さい。
2. 以上のことをお守りいただけない方は、退場を命じる場合があります。
3. 退場の指示に従わない場合やその他円滑な議事運営に支障が生じる場合には、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により非公開で審議を行うことがあります。